議案第２９号

令和７年（ワ）第１２３号 損害賠償請求事件の和解について

【議案提出担当課：環境対策課】

１　事件名

奈良地方裁判所　令和７年（ワ）第１２３号 損害賠償請求事件

２　当事者

原告　斑鳩町

被告

３　和解内容

１　被告は、原告に対し、本件解決金として３３２万８，０７２円の支払義務のあることを認める。

２　被告は、原告に対し、前項の金員を、令和８年１０月３０日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。

３　原告はその余の請求を放棄する。

４　原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

５　訴訟費用は各自の負担とする。

４　和解理由

本事件については、令和８年７月１７日に奈良地方裁判所から提示された上記和解内容において、本町の主張が概ね認められていることを勘案し、和解しようとするものである。

５　事件の概要

令和５年７月１８日、町が所有する塵芥収集車２台に、相手方が粗悪な燃料を給油したことにより、当該２台の車両のエンジンがいずれも破損したことから、原告が被った損害の賠償を求めたもの。